

明代の票法

——明代塩政の一齣——

佐伯 富

【要約】 宋代以後の近世中国社会においては、塩の専売収入は國家の財政面において最も重要な役割を演ずる。近世における独裁君主制もこの塩の専売収入によつて支えられていたといつても過言ではない。ところでこの塩の専売収入のうちその大半を占めるのは兩淮塩である。この兩淮の塩政が清朝において嘉慶から道光時代にかけて崩壊する。時宛も西洋の勢力が中国に侵入し、阿片戦争が勃發した時代に相當る。國家は財政的に困窮し、歳入の増加を計るために兩淮塩政の改革が行われる。この改革に際して取上げられたのがここに問題とする票法である。清代票法の起原とその發生の事情とを考察しようとするのが本稿の目的である。

一

明代万曆の末年に成立したいわゆる綱法は清朝になつてもそのまま継承せられ、兩淮行塩地において道光時代まで施行せられた。元來、綱法は滯積した塩引を消化するため塩商を優遇して塩引の独占を認め、且つ國家財政の基礎

を固めるために実施せられたものである。ところが塩商が塩引を独占すると、塩を販売する権利——これを根窩、窩底、窩などという——がその塩商に独占せられることとなり、その塩の販売独占権があたかも今日の株の如く、子々孫々にまで継承せられることとなつた。その結果は塩を販売すべき地域——これを引地という。引地は、某塩場の塩は

明代の票法(佐伯)

一

某塩商が某引地に販売するといふ風に政府から決定せられている——も亦特定の塩商だけが販塩しうることとなつた。この塩引と引地との独占は自然に塩価の独占価格を生ぜしめる結果をもたらし、民衆が塩価の高騰に苦しむのみならず、政府の方でも豫期した塩の収入を得ることが出来なくなつた。ここに綱法の改革が企図せられ、清朝の道光年間、陶澍によつて塩政の改革が断行せられ、塩商の特権、即ち塩引と引地との独占権を剝奪し、塩の販売をいかなる人に対しても開放する所の票法が実施せられたのである。この票法は最初淮北塩の販売地域に実施して成功を収め、後、淮南塩の販売地域にも陸建瀛によつて実施せられ効を収めつつあつたが、太平天国の叛乱によつて販売地域が蹂躪せられたために遂に挫折の已むなきに至つた。陶澍の票法は当時、浙江、山東等の一区域において行われていた票法に範を採つたものと思われるが、これらの地方において実施せられていた票法は已に明代から引続き行われていたものであつて、これが陶澍の塩政改革に大きな影響を与えたわけである。會て私は陶澍の票法について、東方史論叢第二

輯に論稿を掲載しようとしたが、同論叢が廢刊になり、校正刷をそのまま筐底に蔵している。その当時から票法の起原を考えたいと思つていたが、最近その機会を得てまとめたものが本稿である。

二

塩の収益が國家の財政上占める地位は明代においても変りはない。万曆時代においては田賦に匹敵する収入があり、歳入面においては田賦と共に國家の二大財源であつた^①。そこで明代の塩政は國初から確立していた。明の太祖の制覇も塩政の整備に負う所が大であつたようである。明の塩政は大別すると開中法と戸口食塩法とに分れる。後者は永樂帝の始めに制定せられた方法で、人口數に應じて政府が自ら塩を配給する^②。その代価として、原則として鄉村では米糧を政府に納める。これを塩糧と稱する。主として軍糧を調達するのがその目的であつた。一方都會地では塩糧の代りに鈔即ち紙幣を徵收した。だぶついた鈔を吸収して鈔価の暴落を防ぎ、鈔の流通を円滑ならしめる通貨政策から

来た方策であつた。この戸口食塩法は生産、運搬、販売すべて政府の手によつて行う所の塩の専売法であるが、こういふあらゆる事勢を政府の手に引受けてやるといふことは餘程困難なことで永続することはむずかしい。已に憲宗の成化の頃には人民には塩が配給されず、その代価だけが徴収せられる有様で、一種の税と化している^①。

開中法は太祖の初頃に制定せられたもので、これも主として軍糧を調達するために設けられたものである。商人が軍糧を国境方面の駐屯地に納入すると倉鈔と称する証明書を交付せられる。これをもつて産塩地に設置せられ塩務を掌管する塩運司もしくは塩課提學司に持参すると塩引即ち塩の販売許可証が与えられる。この塩引を塩場即ち塩の生産場に持参して塩引に記載せられた額の塩を受領し、政府の指定した行塩地即ち塩の販売地域に運搬して塩を販売する^②。これが開中法の大要である。開中法はその制度に變遷はあつたが、明初から明末まで一貫して施行せられ明の軍糧調達に重要な役割を演じた。明代の財政問題中、最も重要なものは軍糧の問題であるが、塩法はこの軍糧調達に利

用せられたわけである。

一体、塩引は南京の戸部において発行せられたのであるが、最初商人が塩運司もしくは塩課提學司において塩引の交付を受けるとき、塩引一引毎に一枚の紙を塩運司（もしくは塩課提學司）に納付し、之を南京戸部に發送して塩引の印刷用紙に充当していた。ただ陝西・四川・雲南の商人だけは紙を納付することを免んぜられていた。蓋し、これらの地方から紙を南京戸部まで運搬するのが困難であつたらであらう。この制度は英宗の正統三年（西暦一四三八）に定められたが、その後景泰帝の景泰五年（一四五四）に至り官吏の俸鈔が不足し、鈔（紙幣）が回収されないために、改制が加えられた。即ち當時は塩引印刷用の紙は充分餘裕があつたので兩淮・山東・長蘆塩商に命じ、紙を納付することを免じ、その代り塩引一引に対し紙幣一貫を納めて俸鈔の不足を補足することにした。その後更に憲宗の成化十九年（一四八三）には塩引の紙代として塩商から塩引百枚につき、銀一錢を徴収し、これを南京戸部に發送し、紙が不足した時には商人に命じて收買させることにした。

引紙代の餘りは官軍の俸糧として流用せられた。^④

この塩引は塩運司もしくは塩課提舉司から官吏もしくは商人を南京戸部に差遣してこれを受領するが、一度にやつて来ては混雑したり、又ある者は長く待つていなければならぬので、全国を四組に分けて交々受領することになつていた。先ず兩淮塩運司が受領し、兩浙がこれに次ぎ、長蘆・山東・河南これに次ぎ、福建・広東・四川は最後に受領した。受領の時期に先だつこと半年前に各塩運司から所要の塩引数を南京戸部に通知する。南京戸部は応天府に傳達して紙を買わせて印刷させる。印刷し終つたものは十枚毎にまとめて一封とし、後鈔庫に収貯し、順次に支給する。印刷には印匠が当るが、もし手不足の時には臨時に工役を増し、これには口糧を支給した。^⑤

塩引を南京戸部で受領する場合には係の官吏や胥吏、牙行等に相当額の賄賂をつぎこまぬと仲々塩引を交付してくれず、数年も待たされる場合があつたようである。^⑥ また塩引を交付する時には無籍の棍徒が色々と運動し、時には役所の役人を脅迫して塩引を入手しようとしている。棍徒は

流言を飛ばし、匿名の帖紙（へりガミ）をしたりして自分の希望を遂げる。官僚はまたその流言に動かされて、その計に陥る者もあれば、詐欺であることを知りながらも故らにその計に乗る者もある。かかる際にその羽翼となつて暗躍し、甘い汁を吸わんとするのが牙儉であつた。^⑦

兩淮塩商は南京に近いために塩引を印刷する工匠と結托して塩引を預め印刷させたり、或いは申込数以上に持帰る者があつた。^⑧ 勿論不正利得を計つたわけにはあるが、一方では先に述べたように塩引の交付には諸種の必要以上の経費がかさむのでその費用を捻出する上からも、こういつた不正をやらなければならぬといふ事情もあつたようである。^⑨ かように塩引の交付に際しては種々の不正が行われるので南京戸部では官吏を遣わして臨検する。これがために受領した塩引を塩場にもち帰ることが遅延する。恐らく臨検の際にも贈賄が行われたことと思われる。かく塩引受領の際には諸種の運動が行われたために塩引価が次第に騰貴した。^⑩

塩引価が騰貴すると塩価が高くなつて一般民衆が困るの

みならず、塩商自身も塩引を買うことを手控えるようになるので、その結果は軍糧の国境納入が減少する。この軍糧の調達を円滑にするためには塩引価を引下げて塩商が利益を得るようにしてやる必要がある。こういった事情から穆宗の隆慶五年には両淮塩引価を毎引五分値下げすることになつたのである。^⑩

ともあれ塩は明代専売になつており、その販売許可を得た者は非常な利益を得ることが出来たので、塩引の獲得について色々の猛運動が展開せられ、その弊の極まるどころ延いては塩政の崩壊を導く原因ともなつたのである。

① 春明夢餘録卷三五

国家財賦。所稱塩法居半者。蓋歲計所入止四百万。半属民賦。其半則取給於塩策。

皇明経世文編卷四七四袁世振「西淮塩政疏理成編附戸部題行十議疏」にも略同じ記事あり。

② 続文獻通考卷二〇「征權考塩鉄」永樂二年八月条

同右成化六年八月条

戸口食塩之法。既驗口収鈔。即当驗口支塩。今鈔入於官。而塩不及民。……後江浙條輟法行。遂編入正賦。

七脩類藁卷一〇

明代の票法(佐伯)

④ 明史卷八〇食貨志塩法〔洪武〕四年条

前開中法については藤井宏氏「明代塩商の一考察」(辺商・内商・水商の研究)〔史学雜誌第五四編第五・六・七号〕参照

⑤ 続文獻通考卷二〇「征權考塩鉄」

⑥ 明穆宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌、神宗実録卷四七 万曆四年二月壬辰の条

同書卷八四 万曆七年二月庚子

⑦ 神宗実録卷二七 隆慶二年十二月戊戌

⑧ 神宗実録卷三二二 万曆二十六年五月戊子

同書卷四七 万曆四年二月壬辰

⑨ 同卷四一一 万曆三十三年七月壬寅

⑩ 神宗実録卷六四 隆慶五年十二月丙辰

同右

⑪ 神宗実録卷四七 万曆四年二月壬辰

⑫ 神宗実録卷六四 隆慶五年十二月丙辰

三

塩引を商人が受領する手続きは上述の通りであるが、商人が塩引を受取ると塩場の政府設立の塩倉に行きて塩を受領し、これを政府によつて決められた行塩地に運搬して販売する。所によつては更に塩をその土着商人に転売する場

五

合もある。河東行塩地ではこの土著商人を土商と称している。土商は塩を運搬して来た客商から塩を買い取つて、更に塩を小売りする塩店、鋪戸に卸して販売させたようである。^①この塩の運搬販売の方法も各塩場により相違があるが、段々時代が降るに従つて次第に分化して来るようである。

例えば、兩淮行塩地の販運方法について見ると、兩淮行塩地はその範圍が非常に広大であるから、塩商が自ら塩場に行き、塩を買取つて行塩地の末端地方に運搬して販売するということは到底不可能なことがあるから、塩の販運組織が幾段階にも分れて分業化している。兩淮行塩地は後に淮南と淮北とに分離し、淮南行塩地には淮南塩を淮北行塩地には淮北塩を販運するようになった。そこで今中国最大の行塩地を擁する淮南塩の販運組織について考察したい。

淮南行塩地においては已に早くから塩商の分化が行われ、辺商、内商、水商とに分れた。^②辺商は国境方面に軍糧を納入し、倉鈔の交付を受けた商人であるが、国境に近い地方の出身者が多く、倉鈔を交付され塩引を買受けても自ら塩場に行き塩の払下げを受けて塩を販売することは稀で、多

くは塩引を淮安、揚州等東南地方の塩商即ち内商に転売した。内商は辺商から塩引を収買しこれを塩場に持参して塩を受領する。この塩を塩場河その他の河によつて揚州の儀真まで運んで来る。ここには批験所があり、塩引に記載せられた數量と運搬して来た塩の斤量とが合致するか否かを検査する。これを掣験もしくは所掣というが、掣験が終らなければ塩を運搬して販売することが許されない。掣験の場合、塩引に記入せられた塩斤以外の塩は私塩（闇塩）であつて、原則として政府に没収する立前になつている。この没収した私塩を割没塩と称する。僅かの量であれば超過塩斤に対して時価に照して銀を納付させ、その販運を許可する。^③併し、後には超過斤量の僅かものに対しては毎斤罰銀一分、多量のものに対しては罰銀三分と額を定めている。^④因みにこの割没塩銀は餘塩（塩の生産者鹽戸が正塩即ち割当生産額以外に生産した塩）を収買し、運河を浚渫し、或いは饑饉の際に米を買入れて賑恤を行うなどの資金として、地方に存貯して使用することを許された地方費であるが、中央政府の財政が次第に逼迫して来るに従つて中央に

引揚げられるようになった。^⑨

ところで批驗所で掣驗を受ける際には牙行の手を経なければならぬが、牙行は内商から種々と賄賂を貪つたらしく、これが塩の原価を騰貴せしめる一つの原因になつたようである。^⑩この掣驗は春秋二季もしくは四季毎に行われたが、段々塩引に対応する塩斤の量が増大すると掣驗の事務が渋滞して進捗しなくなる。^⑪又批驗所の官吏や胥吏は賄賂を受けた商人の塩は早く掣驗してやるが、普通の商人に対しては故意に遅延するので、中には数年も掣驗をしてもらえず待期している商人がいた。^⑫これがために資本の大きい商人は皆賄賂を使つて順番を待たないで掣驗を受ける。これを超掣という。超掣は厳に禁止せられていたが、実際には遵守せられない。^⑬内商はいつまでも掣驗を受けずに待つことは、資金をねかせておくことになるので、少々無理をして出来るだけ早く掣驗を受けようと運動をする。すべの内商が超掣をやり出すと、超掣がその効力を失うので、内商は更に多額の賄賂を使うことになる。これがために内商の諸経費が膨脹して結局これは塩価に影響して官塩価が

高くなる。これが塩政を崩壊させる一つの原因になつた。

揚州で掣驗が終ると内商は自ら塩を江西、湖広（湖北・湖南）等に販運する者もあるが、多くはこゝで待ちうけている水商に塩を売り渡す。^⑭水商は多く江西、湖広等の本地の人が多い。因みに明代の内商は清代の場商に相当し、水商は運商に当る。尤も清代にも水商があり、水販とも称するが、これは運商が揚州から塩を江西、湖広に運んで行くと、その塩を買いとつて各州県に販運する地方商人である。その資本は運商に比べると餘程小さかつた。併し、明代の水商は相当資本も大きかつたらしく、湖広、江西から揚州まで塩を買いに出かけてゆくだけの資本をもつていたわけであるが、内商の資本が段々大きくなり、内商が自ら塩を揚州から江西・湖広まで運搬するようになる。江西・湖広の水商は次第にその活躍の舞臺を狭められ、地方的商人に転落せざるを得なかつた。この内商と水商との勢力の交代は明の万曆の末年に成立した綱法の發展と密接な關係があるようである。綱法の發展は安徽・山西両省特に徽州出身の揚州塩商の發展に基くものであるが、揚州塩商は明末

から清初にかけて大發展をなし、乾隆時代には天下にその富揚州塩商の右に出ずる者はないといわれる程の發展を遂げた。淮南行塩地における内商と水商との勢力の更迭は明末から清初における綱法の發展期にあるものと考えられる。

さて水商は内商から塩を買受けると大きな塩袋を小さな塩包に包装しかえる。¹⁰蓋し、江西・湖広等の地方州県は地勢が險阻で河の水深が浅いので大きな塩袋を船に積載しては不便であるからである。揚州で小包に改装すると、又塩包に対して税がかけられる。湖広向けの塩包に対しては毎包四盤課税せられ、その税額はすべて中央の戸部に解送せられた。この改装のために、儀真の人民は職にありつくことが出来た。この塩包は高郵県から送られて来たものである。元來高郵では田地が湖水に洗われて水没し、田地を失った農民が湖辺に生ずる草で塩包を製造し、この代価を以て税金や差役に充当していた。万曆四年（一五七六）にこの改装には手数と経費がかかり、諸々の弊害が生じたので禁止しようとしたが、上述のようにこの改装によつて生計を立てている者が多く、且つこの改装を停止すれば中央へ解

送する税銀が減少するので、遂に従来通り継続することになった。¹¹ところでこの改装の際には官吏や胥吏或いは労働者が塩を盗みとつて斤量を誤摩化するために土砂を塩包に混入することがよくある。又商人が塩包に規定斤量以外に多量の塩を入れるのもやはり改装の場合に多い。塩政の改革をやる場合にはかかる弊害の生ずる機会を少くすることが必要であつて、政府としてもこういう立場から改装を廃止しようとしたのであろうが、一部の官僚の反対にあつて実現出来なかつた。この改装問題は清朝の道光年間にも起り、弊害を除去するために改装を中止しようとしたが、之に従事している多数の労働者が失業し、不穩な形勢を惹起する危険があつたので実現出なかつたらしい。¹²恐らく明代においても改装を中止すると多数の労働者が失業し、大きな社会問題を惹き起すので諸種の弊害があるのを知りつつも之を断行することが出来なかつたようである。中国における諸種の制度の改革には労働者の失業問題が伴うので、制度の改革が痛感せられながらもこれを実施しえぬ所に近世中国社会の悩みがあつたわけである。

掣驗は儀真のみならず、南京の龍江關塩倉批驗所でも行われる。ここでは文武官に支給する塩や、光祿寺に供すべき塩を調達するために商人から餘塩を徴収した。ここには把頭・老虎・白頼等の無頼漢が巢喰つており、塩商が掣驗を待つている間に、種々と難癖をつけては塩商を脅迫して財物をまき上げた^⑩。この外、揚子江上では中央から官吏を派遣して掣驗を行う。これを京掣という。官吏は故意に掣驗を遅延させるので、かゝる官吏に対する塩商の賄賂も相当多かつたに相違ない^⑪。この塩の検査は批驗所だけではない。塩法道は塩船を検査し、布政司が塩引を検査する。私塩を調べためであるが、これにかこつけて運搬を遅滞させるので、かかる際にも塩商は賄賂を必要としたであらう。又揚子江上には九江その他に鈔関がある。ここでは関税を徴収せられたが、無事鈔関を通過させてもらうために官吏、胥吏に対する賄賂が必要ないことはいうまでもない。更に水商は目的地の江西、湖広行塩地に到着し、塩を各府州県に運搬して販売するが、各府州県でもやはり、船税、通関税が徴収せられた。その際、水商が賄賂を要求せられたこと

は想像に難くない^⑫。

以上のように水商は多くの批驗所や鈔関等で多額の税金と賄賂とを使わなければ塩を販運することが出来なかつた。これらの経費を償うためには塩価を吊り上げるか私塩を夾帶するより外に方法がない。そこで水商は江西や湖広で塩が缺乏するのを待つために、故意に運搬を遅らせようとした。これがために江西・湖広では塩が払底し塩価が騰貴して人民が困難したので政府では水商が儀真から夫々の行塩地に塩を運搬する期限を定めている。又政府では水商が改装を故意に遅延して塩価を騰貴させるのを防止し、改装を監督し、促進させるために特別に官吏を任命している。又塩を販売する値段も政府が制限を加え、むやみに吊上げることが禁止している^⑬。

このように水商は塩の運搬や販売に対して政府から色々の制限を加えられるので、普通の手段を以てしては利潤はおろか、投資した原価さえも回収がむずかしくなる。そこで水商は塩を政府によつて指定せられた行塩地には運搬せず、揚子江上で私塩として売捌いたのである^⑭。

水商が行塩地で塩を販売することを憚つたもう一つの原
因は、江西・湖広では王府や勢豪人等が塩を屯積して高価
で売り出したので、水商はかかる権力者と競争することが
出来ず、塩の運搬を中止したために儀真批驗所は一時蕭条
としてさびれたといわれている。

- ① 世宗実録卷五〇一 嘉靖四十年九月甲午
兩淮・河東行塩地方。…宜按地里遠近。戸口多寡。分上中
下三則。某府幾何。派定成數。令各商運塩。分投某地。有司
實土商販売。

- 神宗実録卷七八 万曆六年八月丁未
同書卷四一一 万曆三十三年七月辛卯
② 統文獻通考卷二〇「征權考塩鉄」成化七年条
なほ前掲藤井氏論文参照

- ③ 統文獻通考卷二〇「征權考塩鉄」正徳十四年条
神宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌
④ 嘉靖実録卷三九三 嘉靖三十二年正月辛丑
同書卷五五〇 嘉靖四十四年九月庚申
⑤ 神宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌
同書卷四九 隆慶四年九月戊寅

- ⑥ 神宗実録卷一三五 万曆十一年三月丁酉
淮南淮北二(批驗)所。被積棍給帖先行。科斂商人。派取供
應。每多吞噬。不啻万洞。

- ⑦ 同書卷四一九 万曆三十四年三月乙未
神宗実録卷三五 隆慶三年七月丙戌
⑧ 同書卷二五二 万曆二十年九月丙寅
英宗実録卷二〇七 景泰二年八月己巳
⑨ 神宗実録卷四二二 万曆三十四年六月己未
⑩ 神宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌
⑪ 神宗実録卷二一〇 万曆十七年四月庚辰
⑫ 神宗実録卷五三 万曆四年八月乙酉
統文獻通考卷二〇「征權考塩鉄」万曆四年八月条
⑬ 神宗実録卷五三 万曆四年八月乙酉
⑭ 盛康皇朝經世文統編卷五一姚瑩「淮南变塩法議」
同書俞德淵「塩歸場憲議」
⑮ 憲宗実録卷六六 成化五年四月辛酉
⑯ 英宗実録卷二八一 天順元年八月甲午
⑰ 憲宗実録卷六七 成化五年五月丁未
⑱ 神宗実録卷三一〇 万曆二十五年五月壬寅
⑲ 同書卷四四一 万曆三十五年十二月丙寅
⑳ 神宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌
㉑ 神宗実録卷一三五 万曆十一年三月
同右
㉒ 同書卷八四 万曆七年二月庚子
㉓ 同書卷二一〇 万曆十七年四月庚辰
㉔ 同書卷二六〇 万曆二十一年五月甲戌

②⑤ 穆宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌
②⑥ 神宗実録卷二二 万曆二年二月壬申

四

以上述べたように水商は内商から塩を買い受けて之を販売地域に運搬する。販売地域には鋪戸或いは塩店があり、水商はこれらの店舗に塩を卸して販売させるが、その際売買の媒介役として牙行が居り、一切の売買契約の手續を引受けて売買を成立させた。① 鋪戸には善良にして資産ある者が選んで充てられた。王府や勢豪の戸は鋪戸となることを禁止せられていた。② 蓋し権勢のある者が塩を販売するとかく政府の統制に服従せず、塩価を吊上げて塩利を独占し、商人から賄賂を搾取して塩の配給統制を困難にするからである。已に前章で指摘した如く、湖広・江西では王府勢豪が塩を高価に販売した為に、水商が塩の運搬を中止するほどの重大事件が勃発している位であるから、王府や勢豪の鋪戸を経営する者が相当あつたと見なければならぬ。塩店も全く鋪戸と同じもので、全国で数万あり、帝室、政

府民間経営のものがあつた。帝室経営のものは皇店といい、政府経営のものは官店と称した。③ これに対して民間経営のものは民店と称せられた。④ この塩店は相当利益があるので帝室、政府のみならず、王府権豪等も競つて投資し経営した。一例を挙げると、神宗の万曆十二年（一五八四）潞王は成国公朱鼎臣・錦衣衛指揮錢世龍の所有に係る塩店二箇所を賃借りしていたが、万曆十七年に潞王が封ぜられた任地に行くことになつたので、之を原所有者に返却した。この時潞王は租銀として両家に七千二百兩支払つている。即ち万曆十二年から十七年までであるから、仮に之を満六ヶ年とすると、平均両家に対して千二百兩の租銀を即ち一家に対しては六百兩の租銀を支払つたことになる。一ヶ年に塩店の租銀として六百兩を支払うとすれば、売上高はこの数倍あつたわけで、仮に租銀を売上高の半分支払うとしても、少くとも六百兩の収入があつたわけである。これは塩店二ヶ所の収入であるから、一ヶ所としては三百兩あつたわけである。この利益は非常に控え目な見積りであるから、実際には遙かにこれ以上の利潤があつたものと思われる。

る。かように塩店や鋪戸の経営には大きな利益があつたので、帝室政府はいうに及ばず、王府や權豪等の特権階級の者が競つて之に投資したのであるが、塩の配給の末端組織がこういう特権階級により多数占められているとすれば、塩価を吊上げ、斤量を誤摩化し、或いは泥砂を混ぜる等あらゆる不正なことが権力を背景にして行われ、消費者たる一般民衆がそのしわよせを受けたであろうことは想像に難くない。こういった所に私塩が喰いこむ隙があつたわけである。このことが、塩政を崩壊に導く一つの原因ともなつたのである。

ところで、塩店や鋪戸は都会や人家の密集した所にはあるが、僻遠の農村には殆んどなかつたのではないかと考えられる。それならば農村では農民はいかにして塩を入手したかというに、商人が州県等の都会まで塩を運んでゆくと、里長等が之をそこまで取りに行き運搬して農民に配給した。元來、戸口食塩法は先にも述べた如く、政府が生産・運搬・配給等すべて政府の手で行う立前であつたが、實際は

運搬・配給等は人民の役として課せられたやうで、里長等が之に當つてゐる。^⑤ところがこの戸口食塩法が實際上廢止になつても里長が商人の塩を運搬配給することは依然として續いていた。かかる慣習が何故起つたかを考えるためには、戸口食塩法と開中法との關係をもう少し立ち入つて考察する必要がある。これまでの明代塩政の研究ではこの點が明らかになつていないので卑見を述べて見たい。

戸口食塩法は政府が人民の口数に應じて大人は月に一斤、小人はその半額の塩を配給してやる立前であつた。^⑥ところで人間の塩の消費量は大体大人は年に十二斤乃至十五斤と云うのが原則である。塩は吾々にとつては絶対不可缺の必需品ではあるが、食料としての塩はこれ以上の額はあまり必要でない。現今の如く工業塩が必要な時代であるならば問題は別であるが、明代に関する限り、工業用の塩を考慮に入れる必要はあまり認められない、とすれば食料としての塩は戸口食塩法による配給によつて充分である筈で、人民は商人から塩を買い求める必要はないわけである。ところが實際は、戸口食塩法と並んで同時に開中法が行われ、

政府は開中法の盛行をもむしろ奨励している。尤も戸口食塩法は憲宗の成化の頃には有名無実となり一種の税と化していたことは前にも述べた通りであるが、少くとも永樂から宣徳にかけては塩の配給も実施せられていた。然らば以上の矛盾はいかに解すべきであろうか。

戸口食塩法の規則の上から考えると、人民の必要とする食塩は政府から配給せられ、それで日常生活に必要な量は充分であつた筈であるが、実際には当初から規則通りの額塩が配給されなかつたのではないかと考えられる。例えば福建の興化府では大人に一年間に塩三斤を配給し、塩糧八斤を納めさせている。大人は一年間に塩三斤では足らないので、少くとも九斤は商人から買わなければならなかつた筈である。後には興化府でも政府は塩を配給せずに塩糧は依然として徴収している。① 況んや先にも述べた如く戸口食塩は政府が運搬配給するとはいいながら、その負担は人民に課せられたのであるから、里長等が諸種の役の負担に堪え兼ねて没落すると、塩の運搬配給も政府の所期するやうに円滑には行かなかつたであろう。又人民が逃亡したり、

絶戸等が出来るると戸口食塩の代価は当然里長が賠償したに相違ない。かように考えると、戸口食塩法は当初から規則通りには実施されず、塩の配給量も規定量の何割かにすぎず、それが後には全く配給されなくなり、一種の税と化し去つたものと考えられる。かかる事実を推測せしめるものは塩引の発行数である。

一体、戸口食塩法が実際に施行せられたのは永樂二年（一四〇四）であるが、この年の塩引の発行数は太宗実録卷三二によると、百二十九万二千八百六十二引になつてゐる。この頃は太引であるから、一引につき四百斤を支給する。即ちこれだけの塩引で支給する塩は五億一千七百四十四万斤餘になる。ところで永樂二年の人口数は太宗実録卷三二によると五千九十五万四千七百七十口である。この統計は小人を含んだものであるから、仮に一人の塩の消費量を九斤として計算すると、四億五千八百五十五万斤餘政府が戸口食塩として配給してやらなければならぬことになる。ところで塩引による塩斤数はこの額をはるかに上まわつてゐる

ので戸口食塩を配給する餘地がないかのように見える。尤もこれらの統計は官吏が政府へ報告するための机上の数字であるからそのまま信用しかねるが、併し、大体の傾向はこれらの統計によつて推測しうらうと思う。即ちこれらの統計から、考えると、民衆の消費する塩は殆んど塩引による塩商に依存していたことになる。ただ戸口数は税金や役法の関係から特に脱漏が多く、実在人口数はこれより遙かに多かつたものと思われるから、戸口食塩を配給すべき餘地は多少あつたものと思う。併し、上掲の塩引額並に興化府の実例から考えると、戸口食塩を配給すべき餘地はほんの僅かにすぎず、当初から戸口食塩法はあまり行われず、民衆は主として商人から塩を購買したものと思う。

さて、もとかえつて、戸口食塩法が實際上廢止になつた後においても、里長が商人の塩を運搬配給したのは戸口食塩法時代の慣習がそのまま繼承せられて残つていたものであろう。商人は州県等の大きな都会までは塩を運搬してゆくが、農村等は交通が不便で而も利益が少いので、農村に販売すべき塩は、州県の官吏と結托して里長等に都会ま

で取りに来させた。里長はこれを農村に運搬し、人口数に応じて配給し、その代価までも里長が徴収して商人に渡した^④。商人の塩価の取立ては苛刻で国家の税金の徴収よりも甚だしかつたといわれる^⑤。又商人は官吏と結托し、泥砂の混つた不良塩を配給し、而も人民が要りもしないにも拘らず、必要以上の塩を一年間に何回も人民に割りつけ強制的に配給して人民を困らせることも屢々あつた^⑥。

商人が塩を販運するには始めから塩の生産地とその塩を販売すべき州県が決定されている^⑦。ところが商人は交通が便利で、利益のある地方には塩を販運するが、交通が不便で利益の少い地方には行きたがらない。例えば山東地方では利益が少いので商人は山東塩を収買して販運しなかつたために、塩場では生産塩が滞積しているが、一方人民は食塩が缺乏して困窮するという現象が起つている^⑧。又北直隸や山東では県の下の里を単位にして塩引を發行し、農村までも商人が塩を販運するように計画を立てていたが、商人は自分の指定する地方にだけ塩を販売したので、他の地

方では塩を買うことが出来ず、これが、北直隸や山東における塩政を崩壊せしめる一つの原因となつてゐる。^⑧

かように、大きな商人はあまり利益のない地方には塩を販売しなかつたが、かかる地方における人民に塩を配給してやらなければ、そういう間隙を衝いて塩徒即ち闇塩の密売者が跋扈する。この塩徒を放置しておくこと次第に漫延して大きな社会問題を惹き起す危険があるので、政府ではかかる塩配給の盲點を衝かれないように立案したのがここにとりあげた票塩法である。

この票塩法（略して票法という）の發生を理解するにはもう一度塩引の性格を検討して見る必要がある。先に述べたように塩引の受領並に塩引による販運は手續が面倒な上に多額の経費を要した。その複雑な手續に乗じて諸種の弊害が生じた。又塩引は各行塩地によつてその額が政府によつて豫め決定されている。元來この塩引の額は人口の増減、生産塩の増減等によつて毎年増減すべきものであるが、官吏はその調整が面倒であるから、塩引額は一度決定せられると、それがいつまでも固定化する傾向がある。又塩引に

は塩を販売する商人の姓名・塩額・販売すべき地域が書きこまれていて、他人が之を使用することは出来ない。尤も後には本人が死亡した時にはその父母、妻子、孫兄弟に限つて本人に代つて使用することが許可せられるようになった。^⑨以上の規定からも分るように、塩引に書かれた斤量以外の塩を販売することも出来なければ、塩引に示された地域以外の地方に塩を販売することも許されない。^⑩そこである地方で塩が売れなくて残り、ある地方では塩が足らなくて人民が塩を買いたくても、直ちにあり餘れる塩を不足せる地方にもつて行つて販売することが出来ない。もし政府の許可なくして越境販売した場合には統制を破つたという廉で嚴罰に処せられる。

かように塩引による塩の販売は、塩の受領から末端地方における販売に至るまで、こと細かく規定されており、そのわくをこえることが出来ない。塩引による塩の販売は非常に窮屈で融通がきかないように出来ている。かういうふうに嚴重にしなければ、すぐ私塩が跋扈して官塩即ち政府の塩が売れなくなる恐れがある。政府としては出来るだけ

多くの塩を売り、利益を挙げたいのはさることながら、併し販売方法を緩めたり、自由にすると、却つて私塩の販売を助長することになる。塩の専売収入は最初から額が豫め決められている。この額を確保するために厳重な塩法が制定されているのであるが、この規則が固定化してうまく運用されぬと、却つて色々の弊害が続出する。私塩が官塩の販売されぬ地方に滲透して官塩が次第に壅滞して来たのはそのためである。いかえると、塩引による官塩の販売方法が非常に煩瑣なところから生じた結果に外ならない。かかる弊害を除去し、或いは少くとも減少するために生れたのが票法である。

- ① 憲宗実録卷四〇 成化三年三月癸未
- ② 穆宗実録卷三五 隆慶三年七月壬辰
 僉選富民。為接塩鋪戶。聽其承買販販。
 神宗実録卷一九〇 万曆十五年九月辛卯
 運司移文二府。僉報毀実鋪戶。納銀給票。運回拆売。
 同書卷二六〇 万曆二十一年五月甲戌
 僉訓善市民。充鋪戶。令將水商運塩。接買收囤。以便細民。
 惟王府勢要人家不許。
- ③ 神宗実録卷三〇七 万曆二十五年二月甲戌

- ④ 同書卷五二四 万曆四十二年九月丙寅
 河南所属地方。向有堆売官塩民店。
- ⑤ 天下郡国利病書卷六一
 民支塩於官。里長總車運之。車牛通行。每歲不過銀三分。而一家之食塩足矣。而不買塩而食也。故公私皆利。
- ⑥ 太宗実録卷三〇 永樂二年八月庚寅
 重刊興化府志卷一一塩糧
- ⑦ 神宗実録卷一二四 万曆十年五月癸未
 商人往買引塩。囑托有司。分派里運。徵價還商。
- ⑧ 天下郡国利病書卷三
 至万曆九年間。……商塩到本泉（秀河泉）按丁派散。
- ⑨ 同書卷四
 從來塩法之行。祇有禁私販以通官商者。敵邑（文安縣）則按口而給如期。而徵急商課。敵於國賦。是非通商以裕民。乃厲民以惠商也。
- ⑩ 神宗実録卷二二六 万曆十九年五月己卯
- ⑪ 同書卷四四九 万曆三十七年六月丁卯
- ⑫ 太祖実録卷八七 洪武七年二月乙巳
 山東民乏食塩。而官塩久積。商賈不通。
- ⑬ 穆宗実録卷五三 隆慶五年正月丙子
- ⑭ 孝宗実録卷一〇 弘治元年閏正月癸酉
- ⑮ 神宗実録卷四四九 万曆三十七年六月丁卯

五

票法が最初に行われたのは兩浙行塩地方である。兩浙塩運司の塩は浙江省の全部と南直隸の蘇・松・常・鎮・徽州府、江西省の広信府等百二十五州県に販売することになっていたが、山岳地帯や海岸の交通不便の地方は運搬が困難な上に、販売額が少く利益が少いので商人は販売に行かない。実際商人が販売したのは百二十五州県中僅かに三十六処にすぎず、その他の州県には私塩が跋扈していた^①。私塩は官塩に比べると値段が安い上に質がよいので段々官塩が庄倒される。これがために商人の塩が益々売れなくなり滞積する。こういった私塩の攻勢から商人の塩が庄迫を蒙り、商人が困窮して来、商人が塩を販売することを好まなくなるのであるが、それと共に、已に述べた如く、開中費即ち塩引を入手するに要す経費があまりに多額に上つたために、商人が塩の販売を差控えるようになり、その結果は塩の収入が激減し、国境の軍糧調達が困難になつて来た。かかる情勢に対処するためにこれが打解策を構ぜざるをえなくな

り、世宗の嘉靖八年（一五二九）遂に兩浙行塩地に票法を実施するに至つたのである^②。

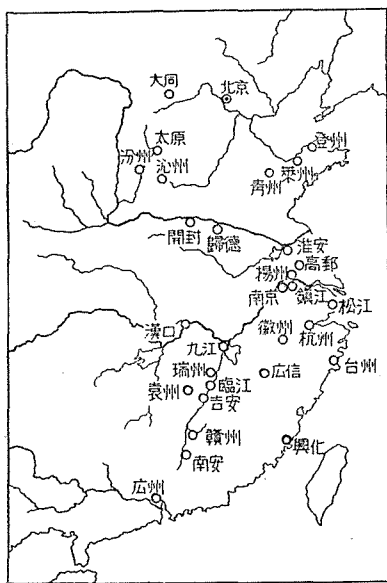
兩浙行塩地における塩政の崩壊は政府や官吏、胥吏の商人に対する収奪が大きかつたことと私塩の跋扈による商塩の庄迫が大きな原因と思われる。尚この外に、嘉靖の頃はいわゆる倭寇が浙江地方を荒したために販路が攪乱され販運に危険があつたことも一つの原因としてあげることが出来るであろう^③。兎に角以上のような原因から商人が段々没落し塩引が売れなくなつたものと思われる。そこで政府としても大きな商人ばかりを対象として販塩を考へることが出来なくなり、僅少の資本による塩の販売をも許可せざるをえなくなり、ここに票による塩の販売、即ち票法が生れたのである。

票は塩引の如くその交付にむずかしい手続を要することなく、塩運司もしくはその分司に税課を納入しさえすれば、いかなる者でも、又いかなる僅少の塩の販売に対しても直ちに発行された^④。票によつて塩を販売する商人は塩引によつて塩を販売する商人に比べると、その資本は概して小

い者が多かつたようで、特にその土著の商人が多いので土商もしくは山商と称せられた。尚票法においては税課さえ納入すれば販売を許可せられるので、商人のみならず一般人民の中にも票塩を販売する者があつた。例えば山東省の青・登・萊の三府では灶丁（塩の生産者）でも銀を納付すれば票を給して塩を販売することを許可している。又浙江の黄巖・杜瀆・長亭の三塩場においても交通が不便で商人が塩を買いに来ないので灶戸や軍人一般人民が票によつて塩を販売することを許可している。

然らば票法は、いかなる地域において行われたかという点、明代においては、山西省の太原府・汾・沁州、北京地方、山東省の青・登・萊地方、河南の開封・歸徳府地方、直隸の淮安・揚州・松江府地方、浙江地方、福建地方、江西省の南安・吉安、贛州府地方等である。

今これらの地方がどういう理由から票法が行われるに至つたかを考察しよう。太原・汾州等山西省の北部地方は山路が峻しく運搬が困難なる上にこの地方には土塩があり、民衆は好んで私塩の土塩を食ひ、官塩が売れぬため、商人



明代票法關係略圖

はこの地方に塩を売りに来なくなつた。そこで政府では土商に票を給し土塩を販売することを許可した。地の利を得ているために土塩の販売が公然と許可になると、段々と官塩を駆逐し、土塩の販売区域が拡大され、山西省の北部は殆んど土塩の販売区域となつてしまつてゐる。

北京地方の票塩法も官塩が行かず、私塩が盛行したために行われたものであり、山東の青・登・萊地方も私塩が盛行して商人が来ないために灶戸らをして票塩を販売することを許可した。浙江でも山寄りの州県、或いは台州等三方が

山に囲まれ一面が海に面し、交通が不便で塩の運搬が困難な地方には商人が行かなかつたので票法が行われた。^⑩尤も浙江地方では先にもふれた如く、嘉靖年間、いわゆる倭寇が跳梁して塩の生産が出来ず、積引百五十万道にも及び、商人が販塩を行わなくなつたといふことも浙江に票法が実施せられるに至つた一つの原因のようである。^⑪

南直隸の松江府の票法実施の理由も殆んど浙江と同じく、倭寇によつて商人が塩を販売しなかつたために票法を行わざるをえなかつたらしい。ただ松江府は塩の生産地であるから私塩を入手し易く、従つて商人から塩を買う必要がないために、商人が塩を販売しなかつたという事情も同時に併せ考へる必要がある。^⑫

上述の如く、票法は商人があまり販売に行かぬ地方、即ち一つは交通が不便で運搬が困難な地方、二つには交通が便利であつても、産塩地方は私塩が跋扈するので商人が行かず、又私塩に対抗する必要から票法が実施せられた。又産塩地方でなくても、産塩地方に近く、塩の集散する地方においても私塩が氾濫するので私塩に対抗する必要上票法

が行われた。例えば淮北塩・淮南塩の集散地、淮安府・揚州府には票法が行われた。元来、これらの地方においては塩引が割当てられ、塩引による塩が販売されていたが、産塩地に近く且つ塩の集散地であるために、私塩が氾濫して商人の塩が売れないので、商人が販売を好まなかつた。そこで遂に穆宗の隆慶二年（一五六八）票法を實施し票によつて餘塩を販売させることになつた。^⑬蓋し、淮安、揚州はその立地条件からどうしても私塩が氾濫し易く、普通の手段で官塩を販売しようとしても無理である。票塩を販売すれば、後でふれるやうに、その値段は引塩に比べると餘程安くなる。塩の生産地と消費地との中間にこういう値段の安い地帯を設けて生産地の私塩が消費地にどしどし流れて行くのを喰いとめるために、いわば塩価の緩衝地帯を設けたのである。清朝になると、このやり方が制度化して生産地と消費地即ち綱塩地との中間、淮安・揚州府等を中心地とする地帯に食塩地なるものを設定して塩価を綱塩地よりも低くして生産地の私塩が綱塩地に侵入するのを防止せんとしいる。^⑭淮安・揚州府の票塩法も主としてかかる目的の

ために実施せられたものと思われる。ところが餘塩を票によつてこれらの地方に公然と販売することになると、却つて私塩の氾濫が劇しくなり、隆慶四年(一五七〇)には、遂に票法を廃止し塩引を復活しようとした。ところが塩引を復活して取締りを嚴重にしても、このやり方はこれらの地方では已に試験済みで問題は解決しない。万曆七年(一五七九)には塩引を復活したが一部分に止め、残りは捕獲した私塩を安く売つて補足している。⑩ 淮安、揚州府の塩の配給法はこの後も屢々変更を辿るが、清朝に至り食塩地として落着した。要するに、明代は塩政の上では一つの過渡の時代で、清朝の塩政が固定するまでには何回となく制度上の変更が加えられたのである。

以上は産塩地もしくは塩の集散地において実施せられた票塩法の概要であるが、更に票塩法は行塩地の改属が行われ、塩引数の変更があり、改属の手続が終らぬ場合、臨時の処置として人民に塩を配給するために実施せられた。例えば万曆十七年(一五八九)開封府・歸德府が河東行塩地から、長蘆・山東の行塩地に改属された際、臨時に票を發

行して塩を販売させている。⑪ 又万曆三十七年(一六〇九)には江西省の南安、吉安、贛州、袁州、臨江、瑞州の六府に票法を実施した。前の三府は先に広東に叛乱が勃發し、その兵餉を賄うために広東行塩地となつたものであり、後の三府も亦殆んど広東の私塩が占めていた。これがために、兩淮行塩地の商人は大きな販売地域を失い、屢々政府に運動して行塩地の回復を陳状していたのであるが、時あたかも滿洲民族が侵入し、遼東の兵餉が急を要したので、兩淮商人をして山海関に銀を預め納入せしめ、然る後、兩淮において塩を支給し、その塩を上記の六府に販運することを許可した。これらの六府に兩淮の塩引を以て塩を配給することになると、その手続が面倒で、遼東の兵餉を直ちに調達することは困難であるから、臨時の措置として手続の簡単な票法を実施したものと思われる。⑫

上述の諸例によつて票法は商人の販運を好まぬ交通不使の地域、もしくは産塩地並に産塩場に近接せる塩の集散地、及び行塩地の改属が行われた時、臨時の措置として施行せられたことが明らかとなつた。

ところで、この票法は「正塩は給するに、引目を以てし、(塩)場に下りて之(塩)を関(領)す。餘塩は給するに小票を以てし、商自ら収買す」とあるように、元來、餘塩の發売に由來するものようである。即ち正塩は殆んど固初から開中法に使用され、塩引によつて販売されていたが餘塩は商人が銀を塩運司もしくは塩課提掾司に納入しさえすれば、容易に買入れることが出来た。商人が餘塩を販賣する時にその販賣許可証として交付されたものが票である。塩引は戸部から發行され、塩引受領の手続は先に述べたように非常に繁雜であるが、票は各地の塩運司もしくは塩課提掾司から發行され、その交付の手続も簡便であつた。そこで商人は後には政權もしくは宗室と結托し、専ら餘塩收買に全力を注ぐようになった。兩淮塩の正塩額引は七十万道に過ぎないが、嘉靖七年(一五二八)には餘塩三百万道即ち正引の四倍餘の餘塩を發売している。この餘塩の濫發が正塩を圧迫し、開中法を崩壊に導く最も大きな原因の一つであつた。それはとも角として、票法はその起原を餘塩發売の票に發するものであつて、塩政が次第に崩壊して塩

引が滞積して來ると、之を補強するために、從來は餘塩販賣に用いられた方法が、そのまま正塩の販賣にも適用されるようになったのが票法である。

- ① 世宗実録卷一〇三 嘉靖八年七月丁酉 同右
- ② 同右
- ③ 神宗実録卷五七五 万曆四十六年十月丙子 同註①
- ④ 世宗実録卷一七二 嘉靖十四年二月丙辰
- ⑤ 世宗実録卷二〇〇 嘉靖十六年五月壬辰
- ⑥ 同書卷四八八 嘉靖三十九年九月丙子
- ⑦ 神宗実録卷五三 隆慶五年正月丙子
- ⑧ 世宗実録卷二〇〇 嘉靖十六年五月辛丑
- ⑨ 神宗実録卷三五 隆慶三年七月丁亥
- ⑩ 同書卷四八 隆慶四年八月甲寅
- ⑪ 神宗実録卷二〇四 万曆十六年十月丙申
- ⑫ 神宗実録卷三二二 万曆二十六年五月戊子
- ⑬ 世宗実録卷四四八 嘉靖三十九年九月丙子
- ⑭ 同書卷二〇〇 嘉靖十六年五月辛丑
- ⑮ 神宗実録卷五七五 万曆四十六年十月丙子
- ⑯ 同書卷四 隆慶六年八月辛未
- ⑰ 神宗実録卷二四 隆慶二年九月甲戌
- ⑱ 皇朝經世文編卷四九包菜「淮塩三策」

- 同書卷五〇朱軾「請定塩法疏」
 ①⑥ 穆宗実録卷四九 隆慶四年九月戊寅
 ①⑦ 神宗実録卷八四 万曆七年二月庚子
 ①⑧ 同書卷二〇九 万曆十七年三月壬戌
 ①⑨ 続文獻通考卷二〇「征權考塩鉄」 万曆三十七年四月
 ②⑩ 世宗実録卷一六二 嘉靖三十三年四月乙巳
 ②⑪ 同書卷四〇六 嘉靖三十二年正月辛丑
 ②⑫ 中山八郎氏「明代における餘塩私売の起原」（加藤博士還曆記念東洋史集説）
 ②⑬ 塩政志卷七 笹籟「淮塩利弊談」

六

然らば票法がこれまでの塩引による販売法の弊害を救済するために施行せられたのはどういふ理由に基くものであろうか。その第一は先にも述べたように、票の交付が塩引の交付の如くむつかしい手續を要せず、いつでも銀を塩運司もしくは塩課提掾司に納入しさえすれば直ちに票が交付せられる^①。且つ僅少の塩の販売も許可せられ、大きな資本を擁していなくても、塩の生産者、軍人、一般の民衆も容易に僅かの資本でもつて票の交付を受け、塩を販売すること

とが出来たことである。これまでは国境方面に軍糧を納入し、倉鈔を入手しなければ塩引の交付を受けることが出来なかつた。即ち塩の販売許可をうるためには先ず倉鈔をえるということが絶対的な必要条件であつた。然るに、国境に軍糧を納入することは大資本の商人でなければ到底不可能なことで、塩の販売許可はいわば軍糧納入の商人に対する政府の優賞のようなものであつた。ところが塩の販売が一般民衆に開放されたために、僅少の資本を有する者までが塩の販売に乗り出して、これまで大して利益がなかつた塩商が塩の販売を行わなかつた山間や海辺の交通の不便な州県にまでも塩が販運せられることになつた。尤も票塩の販売区域も亦初めから政府によつて決定されており、塩引の販売区域とは截然と區別され、塩引の販売区域に境界を越えて出売することは嚴禁されてゐた^②。塩のよく売れる地域には依然として大きな商人が塩引によつて塩を販売していたのであつて、票法の実施せられた地方は大きな商人の販売を憚つた地方であり、従つて票法の行われた地方において巨利を博することは不可能であつた。ここに票法の

限界があつたことを認めなければならぬ。

第二に塩引の発行数は毎年人口の増減によりて変化すべき筈であるが、その手続が面倒であるから、一度決定せられた塩引の額はいつまでも固定化する傾向があり、明初に決定せられた塩引の発行数はその後ながくそのまま承け継がれたようである。かように塩引の発行数は一定しているのに対して、票の発行には定数がない。⑤ ことから商人は出来るだけ票を多数に買入れようとしたのである。

第三に票価は塩引価に比べて遙かに安かつたことである。普通票は百斤が一単位になつていた。票税は百斤につき大體銀二分乃至三分位であつた。例えば、台州黄巖等三場の票税は毎百斤二分を徴収しており、太原等では三分を徴収している。⑥ 又浙江でも山商の票税は毎張三錢であるが、これに対して千斤の塩が支給せられる。つまり百斤とすれば三分になるわけである。ところが塩引は毎張三錢五分、これに対して二百斤の塩が支給せられる。即ち百斤の塩の支給に対して税銀一錢七分五釐を徴収せられる。即ち票税は塩引の税の約六分の一ということになるわけである。⑦ こう

いうように票税は塩引の税課に比べて遙かに低かつたので票による塩の販売は有利であつた筈である。又票法は塩商が販運しない利潤の少い地方に塩を販売せようとするのであるから、餘程政府が保護しないと採算が立たない。山東等の票塩に対してその牙税を免除しているのも票塩販運者奨励のためであらうと思われる。⑧

第四に票塩に対しては販運中諸種の役所の検査がなかつたことである。⑨ 先に述べた如く、塩商が塩引を受領して塩を販売する際に、最も迷惑に感じたのは、所々に塩を検査する役所があつて塩引と携帯せる塩とを取調べたこと、その度に塩商は多額の賄賂を捧取せられた。ところが票法では販売者を特に奨励して販運させる必要があり、又その額も大して大きくなかつたので、役所が一々検査するのは面倒でもあり、且つ販運の途中で屢々検査を施行すれば、その度に官吏や胥吏が販売者から賄賂を徴収する危険がある。そういう弊害を未然に防ぐ立場から票塩の検査をやらなかつたのかもしれない。ところが後には票法の弊害もここから生ずることとなつたのである。

- ① 世宗実録卷一七二 嘉靖十四年二月丙辰
神宗実録卷四四一 万曆三十五年十二月丙寅
- ② 世宗実録卷一〇三 嘉靖八年七月丁酉
- ③ 同書卷一六三 嘉靖十三年五月辛卯
- ④ 同書卷二〇〇 嘉靖十六年五月辛丑
- ⑤ 穆宗実録卷三五 隆慶三年七月丁亥
- ⑥ 世宗実録卷二〇〇 嘉靖十六年五月壬辰
- ⑦ 穆宗実録卷一三 隆慶元年十月庚戌
- ⑧ 世宗実録卷二〇〇 嘉靖十六年五月壬辰

七

以上のように票法は諸種の點で塩引による官塩の販売方に比べると、有利な點があつたので最初はかなり順調に実施されたようであるが、時が経過するに従つて諸種の弊害がまた表面にあらわれて来た。已に述べたように、票塩には定額がなく且つ票の入手が容易であり、又票塩は販運中検査がなかつたので、商人は票法を利用することによつて多量の私塩を販売しようとしたらしい。

又票塩はその販売地域が預め決定されていて塩引による販売地域に越境販売することは嚴禁されていたが、禁令を

破つて票塩地から私塩が盛んに塩引販売地に侵入して行き、塩引を壅滞せしめるに至つてゐる。例えば世宗の嘉靖十六年（一五三七）浙江の台州では「票塩行われて（塩）引始めて困しむ」といわれている。^①同様のことは各地に起つた現象であつて、浙江においては票塩が塩引地域に侵入した結果、塩商の税課が未納となり、滯引二百万引にも及んでいる。^②浙江の額引は四十四万引であるから五年間ばかりの塩引が壅滞したわけである。

従来引塩が行われていた地域に票法を実施することになると、その区別がむつかしく、取締が困難であつた。河東行塩地では票と塩引とが兼行していたが、その稽查が困難なためにすでに票法を改めて全部塩引の地域にしようという議論が現われている。^③その取締りが困難な點につけこんで商人が不正を働く。浙江では票塩が色々と優遇せられるのに乗じて山商が姦事をなし、私塩が盛行して弊害が続出したので、嘉靖十九年（一五四〇）には早くも三十四県の山商をやめさせている。^④浙江では最初票法が実施せられた時には相当広範囲に行われたようであるが、嘉靖四十年頃

には票法地区が大分縮小されたらしい。浙江ではこの頃、引塩・票塩・捕塩の三種の塩が販売されていた。水陸交通の便利な七十六県には引塩が行われ、仁和・崇明等塩を生産する二十一県には捕塩即ち捕獲された私塩が配給されていたが、票塩が行われたのは山路の險阻な新昌等の九県にすぎなくなっている。^④

次に票塩の税課も、始めは販運者を優遇奨励する意味から低かつたのであるが、後には次第に高くなつた。山東の青・登・萊州府の票税もとは毎道三分にすぎなかつたが、穆宗の隆慶五年（一五七一）には、正課の外に別に一錢を加えている。^⑤かように票税が段々高くなつてゆくと、票法設立の目的は次第に失われて、僅少の資本の販売者は脱落せざるをえない。又票法の諸種の特権に乗じて奸商が之を利用して大量の私塩を運ぶ手段に用いるようになる。塩引地域が票塩地域からの私塩の劇しい侵入を蒙つたのはその証左である。票税は塩引の税課と共に國境方面に解送して軍備を接濟するために用いられたのであるが、^⑥票税はその

額は僅少にして國家の財政面には大して裨益なきに拘らず、私塩を助長すること夥しく、塩政の弊害をなすことが大であつたために、之を廃止せよという議論が屢々繰り返されている。^④浙江における票法区域が縮小されたのは票法の弊害が続出したために外ならない。併し、一度新しい制度が作られると、その制度によつて利益を受ける者も出来るので、弊害が続出しても直ちに之を廃止することはむずかしい。票法は明代においては政府の所期した効果はあまりあげることが出来ず、却つて私塩を助長する結果となつた。蓋し明代票法の実施せられた区域は狭い地域に限られている。浙江の如く省内の多数の州県に実施されたとしても票塩地域は塩引地域内に散在しており、広大な票塩地域が一処にかたまつてあつたわけではない。そのために票塩地域から塩引地域に侵入して来る私塩を取締ることは非常に困難で、塩引地域は四方の票塩地から私塩の侵入に悩まされた。従つて明代において票法は塩政史上あまり大きな役割を果さなかつた。併し票法は細々ながら以後ずっと継続して行われ、清朝にまで続いている。そして票法は道光時代、

兩淮における綱法の弊害の極まるころ、陶澍・陸建瀛によつて兩淮行塩地に大々的に施行せられ、財政的にも大きな成果を収めることになるのである。明代の票法は清朝における票法の先例を開いた所にその意義を認むべきであらう。

- ① 神宗実録卷五七五 万曆四十六年十月丙子
- ② 明史卷八〇食貨志に浙江票塩について述べた後
其後多侵奪正引。官商缺課。引鹽二百萬 候掣必五六載。云云。

と見ゆ。

- ③ 神宗実録卷四五九 万曆三十七年六月丁卯
 - ④ 世宗実録卷二三四 嘉靖十九年二月戊寅
 - ⑤ 同書卷四九九 嘉靖四十年七月己丑
 - ⑥ 穆宗実録卷五三 隆慶五年正月丙子
 - ⑦ 世宗実録卷一〇三 嘉靖八年七月丁酉
- 神宗実録卷二〇四 万曆十六年十月丙申
同書卷三七一 万曆三十年四月丙午
⑧ 世宗実録卷三七二 嘉靖三十年四月丙戌

（附記）本稿は昭和二十九年庚、文部省科学研究費の交付による研究「中国制度史語彙の編纂」進行中の一副産物である。

不 管 地

近世中国社会では独裁君主の権力が伸張するに反比例して官僚の権限は著しく縮小された。その結果官僚はその職責に対しては無責任となり、これが近世政治を半身不随に陥れた。この事を最も端的に示すものが不管地である。清代では二つ或いは三つ以上の省或いは府州県が夫々互にその境界を接している地方が不管地と称せられ、三つの場合には三不管、四つの場合には四不管といわれた。（宣宗聖訓卷八四靖奸究）この不管地には常に多数の盜賊が集結して盜藪をなした。近世における叛乱はかかる不管地が温床となつて勃發した場合が多い。地方官は盜賊を討伐して逮捕するのは危険でもあり、又面倒であるから、出来るだけ自分の管轄外に追い払い、責任を他の管轄の地方官に転嫁して処分を免れた。そこで盜賊は甲地で追われると乙地に逃れ、乙地から丙地へ、更に丙地から甲地へと順々に逃れて居りさえすれば永久に逮捕されることがなかった。時には地方官は手ごわい盜賊に対しては賄賂を与えて自分の管轄外へ移動してもらつた場合もあった。清代にはかかる不管地が隨處にあり、盜賊の巢窟となつていた。例えば長新店は河南・山東・直隸の三省の境界線の交る地点にあり、三不管と称せられ、張標という盜賊の根拠地であつた。（仁宗聖訓卷九八靖奸究）烏青鎮、（浙江 江蘇省界）張秋鎮（山東省）等は盜藪として最もよく知られた地である。

（佐伯富）

The Output of Silver in the Innai (院内) Silver Mine

by

A. Kobata

The output of silver of the Innai silver mine reached its summit in a few years after its exploitation in 1607 and declined gradually in the thirties of the century. This process is fully described in the diaries of Umezu Masakage (梅津政景), a knight of the Akita-han (秋田藩). During these thirty years many of the pits were abolished because of the floodings and the maladministration on the part of the lord. The management of the mine in those days was to auction off the pits among the entrepreneurs who exploited in their turn only the rich pits, exhausting the veins of the mine. The output of the Innai is not known to us till the end of the eighteenth century, but from the calculation of taxation and of the lead for refinery we can estimate the output of silver at the beginning of the mine to be as much as 20,000 kilogramms a year.

Letters Patent in the Ming Dynasty

by

T. Saeki

In the successive periods after the Sung dynasty the incomes from the monopoly of salt played a great role in the State finance. It is no exaggeration, therefore, to say that the absolute monarchies characteristic of the modern era of the Chinese were all based upon this source of revenue. The monopolistic income of salt from Liang huai (兩淮) occupied a half of the total revenue, but since the latter part of the eighteenth century it witnessed maladministrations in the salt management. About this time, on the other hand, Western powers began to permeate and the Chinese saw the outbreak of the Opium War. Facing this difficult financial situation the State tried to reform the salt administration of Liang huai and inaugurated the system of letters patent called P'iao-fa (票法). My aim in this article is to investigate the origins of the patent and the circumstances in which it was born.